

慶弔金運用規定

2020年4月19日変更

1. 慶 事（出生祝金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族の出産に際し祝金を贈る。
- (2) 祝金は、一児あたり10,000円とする。
- (3) 誕生及び、誕生した子が三輪緑山の居住者であるとの確認は、住民票のコピーの提出をもって行う。
- (4) 祝金を贈る手続きは、会員の申請による。（出生後1年以内に申請してください。）

2. 慶 事（敬老祝金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族が、当年の1月1日から12月31日までの間に、80歳、88歳、100歳を迎える個人に祝金を贈る。
- (2) 祝金は、

80歳	5,000円
88歳	5,000円
100歳	10,000円とする。
- (3) 祝金を贈る手続きは、会員の申請による。
- (4) 該当年齢の確認は、年齢の証明となるコピーの提出をもって行う。
- (5) 支給時期は一括9月に行う。その後は個々の申請によりその都度支給する。但し申請期限は翌年3月までとする。

3. 弔 事（弔 慰 金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族の逝去に際し、弔慰金を贈る。

会員筆頭者	10,000円
同居家族	5,000円
- (2) 弔慰金を贈る手続きは、会員或いは班長からの連絡による。尚、手続きは当該者の逝去から1年以内とする。

一部変更 平成29年4月23日

一部変更 平成31年4月21日

一部変更 令和2年4月19日